

聴覚障害のある子供の教育の充実について

令和元年5月15日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

聴覚障害児の学びの場と在籍状況（平成29年度）

1 特別支援学校 (聴覚障害) ※		2 小学校・中学校		
		2-1 特別支援学級 (難聴)	通常の学級	
			2-2 通級による指導	2-3 通級指導を受けていない児童生徒
幼稚部	1,141名			
小学部	2,935名	1,242名	1,750名	(100名)+α
中学部	1,853名	470名	446名	(85名)+α
高等部	2,340名			
計	8,269名	1,712名	2,196名	(185名)+α

※複数の障害を併せ有する幼児児童生徒については、それぞれの障害種ごとに重複して計上している。

1 特別支援学校（聴覚障害）の対象

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。（学校教育法施行令第22条の3）

2-1 特別支援学級（難聴）の対象

補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度のもの。（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

2-2 通級による指導（難聴）の対象

補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

2-3は、1 特別支援学校に該当する程度の聴覚障害があり、通級指導を受けていない児童生徒数

児童生徒の聴覚障害の状態等に応じたコミュニケーションの充実

～特別支援学校学習指導要領における聴覚障害教育の改善・充実～

児童生徒の聴覚障害の状態が多様 → 一人一人の聴覚障害の状態等に応じた指導が重要

(例) 国語科の授業で使用するコミュニケーション手段 (小学部)

聴覚口話 62.7% 手話付きスピーチ 78.0% 日本手話 14.0% 筆談 35.3% キュードスピーチ 14.0% 指文字 56.0%
その他 17.3%

[国立特別支援教育総合研究所調査 (平成24年度)]

1. 指導内容や指導方法等の充実 (特別支援学校学習指導要領の改訂)

音声, 文字, 手話等を積極的に使う

～各教科の指導上の留意事項～

■ 音声, 文字, 手話, 指文字等を適切に活用した学習活動の充実

(音声, 文字, 手話等を活用した発表や児童同士の話合いなどの学習活動の工夫を追加)

音声, 文字, 手話等のコミュニケーション能力を伸ばす

～「自立活動」～

■ 「コミュニケーションの基礎的能力」や「コミュニケーション手段の選択と活用」

(『学習指導要領解説』において, 音声や文字, 手話等の指導についての基本的な考え方や留意点などを充実)

2. 指導実践の蓄積・周知

■ 教育課程実践研究指定校 (H29～31)

・特別支援学校 (聴覚障害) において, 多様なコミュニケーションによる主体的・協働的で深い学びについて実践研究

■ 教員向け指導資料「聴覚障害教育の手引 多様なコミュニケーション手段とそれを活用した指導」(平成7年)の改訂

・聴覚・口話, 手話, 指文字等を活用した学習事例を多数紹介

3. 教員の指導力の向上

■ 特別支援学校教諭等免許状保有率の向上 保有率 (聴覚障害) 51.7% (H29) → おおむね100% (H32までの目標)

・国立特別支援教育総合研究所において, インターネットを活用した免許法認定通信教育を開始 (H29春～聴覚障害教育)

■ 特別支援学校 (聴覚障害) 教員の多様なコミュニケーション運用能力の向上

・学校や地域の実態等に応じて, 民間団体等と連携し, 手話等を学習する機会の拡大

学習指導要領における記載

改訂（平成29年告示）	現行（平成21年告示）
<p>(1) 体験的な活動を通して、<u>学習の基盤となる語句などについて</u>的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。</p> <p>(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。</p> <p>(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、<u>指文字</u>等を適切に活用して、<u>発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、</u>的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。</p> <p>(4) <u>児童の聴覚障害の状態等に応じて、</u>補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(5) 児童の<u>言語概念や読み書きの力</u>などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。</p> <p>(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p>	<p>(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。</p> <p>(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。</p> <p>(6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるよう指導方法を工夫すること。</p> <p>(4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。</p> <p>(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p>

特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

2019年度予算額 45百万円
(前年度予算額 50百万円)



【目的】

2015年12月の中央教育審議会答申において教職員の専門性の向上が重要であると示されるとともに、新特別支援学校学習指導要領等に対応した指導等が求められることから、教職員の資質の向上を図る。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）

(2015年12月中央教育審議会)

- 特別支援学校の教員は、これまで以上に**特別支援学校教員としての専門性が求められている。**
- このため、**2020年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。**
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も**現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進める**ことが期待される。

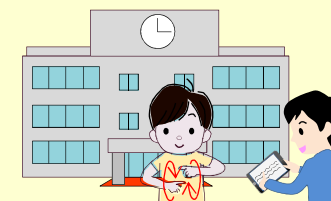
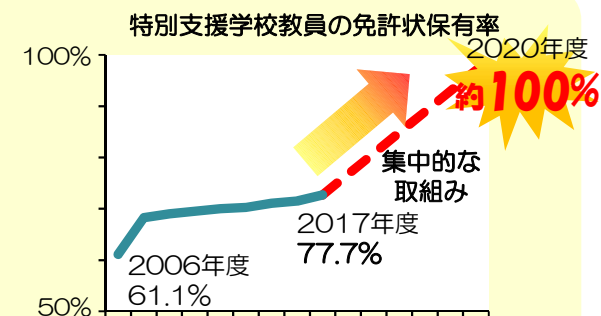
新特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）（2017年4月告示）

指導計画の作成と内容の取扱いに当たって、的確な意思の相互伝達などが行われるよう指導方法を工夫するなど、児童生徒の障害に応じた指導を一層推進する。

全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）

(2016年5月教育再生実行会議)

国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実する。



教職員等の専門性や資質の向上が必要

(1) 指導者養成講習会

特別支援学校教諭等免許状の取得を促進するため、免許法認定講習等の実施を支援する。

対面講習: 19団体(18団体)、通信講習: 1団体(1団体)

(2) 手話等のコミュニケーションツールを活用した教職員等の資質向上に関する講習会

手話やICT機器の活用など特別支援教育を必要とする児童生徒のコミュニケーションに関する専門性等について、教職員研修等を実施を支援する。

8団体(8団体)

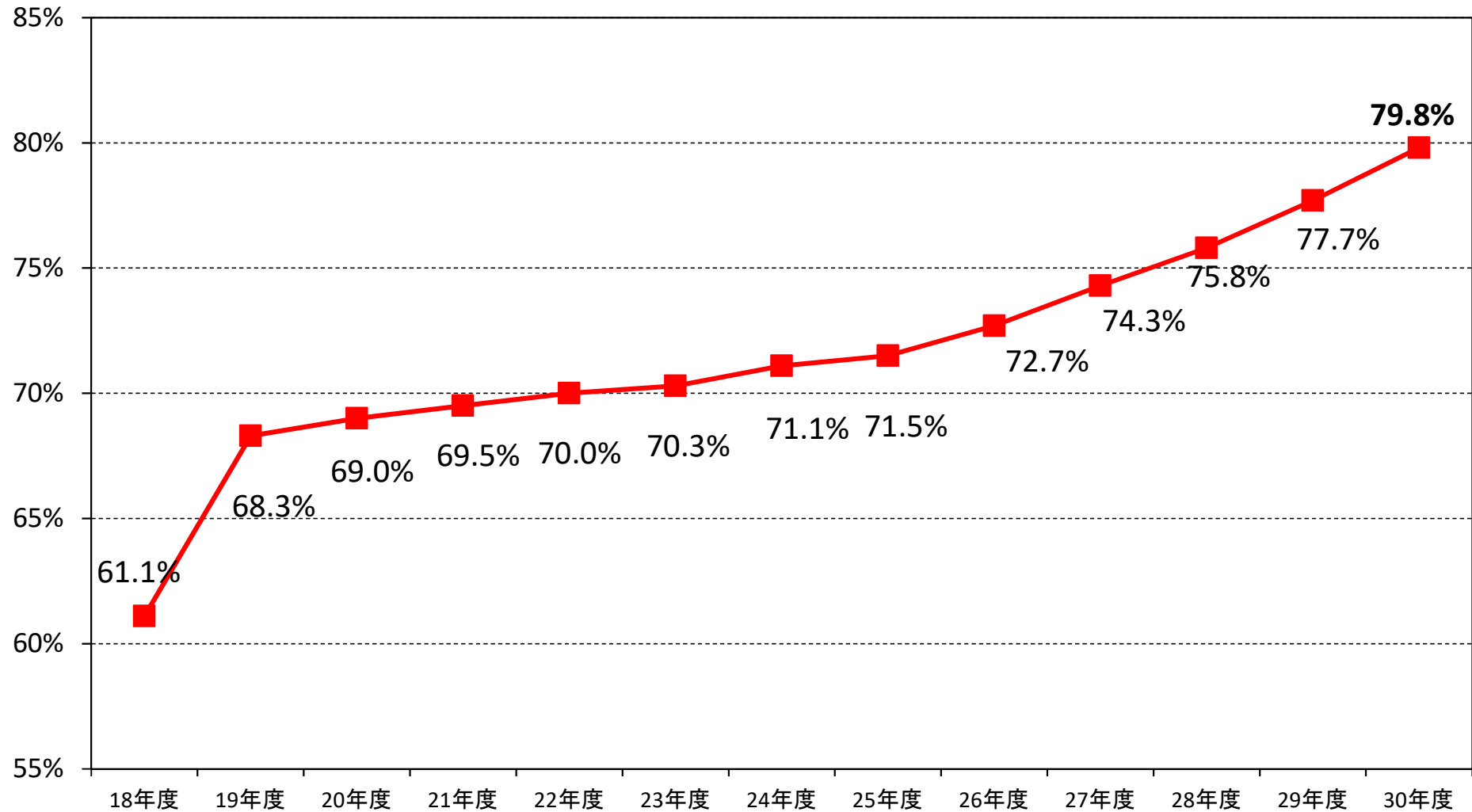
(3) 民間団体等を活用した特別支援教育の理解啓発

新規採用の教職員や新たに特別支援教育に携わる教職員を中心とし、保護者や地域住民等も含めた特別支援教育関係者に対して特別支援教育の理解啓発を図る。

4団体(4団体)

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

在籍校種の免許状保有率の経年比較（平成18年度～30年度）

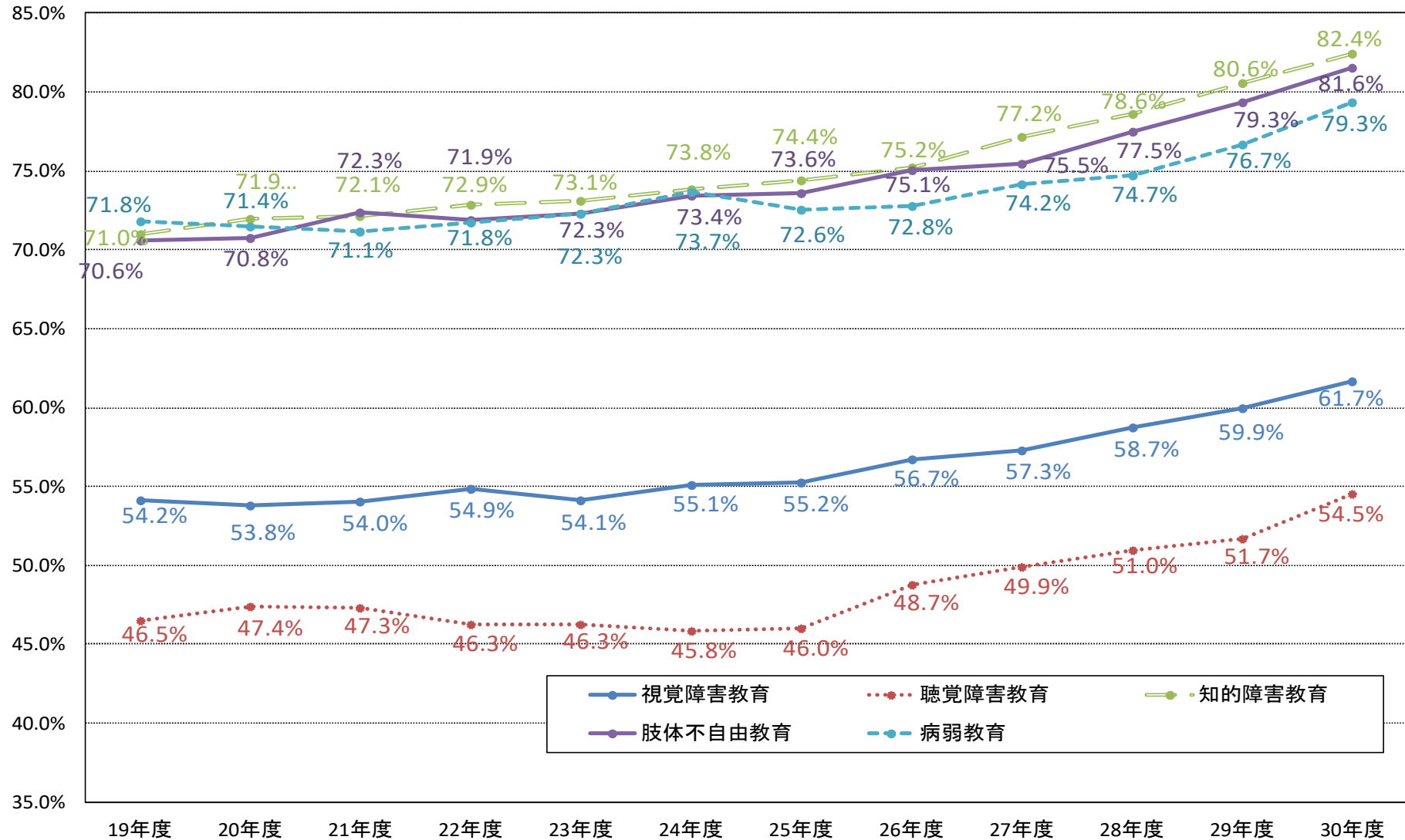


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

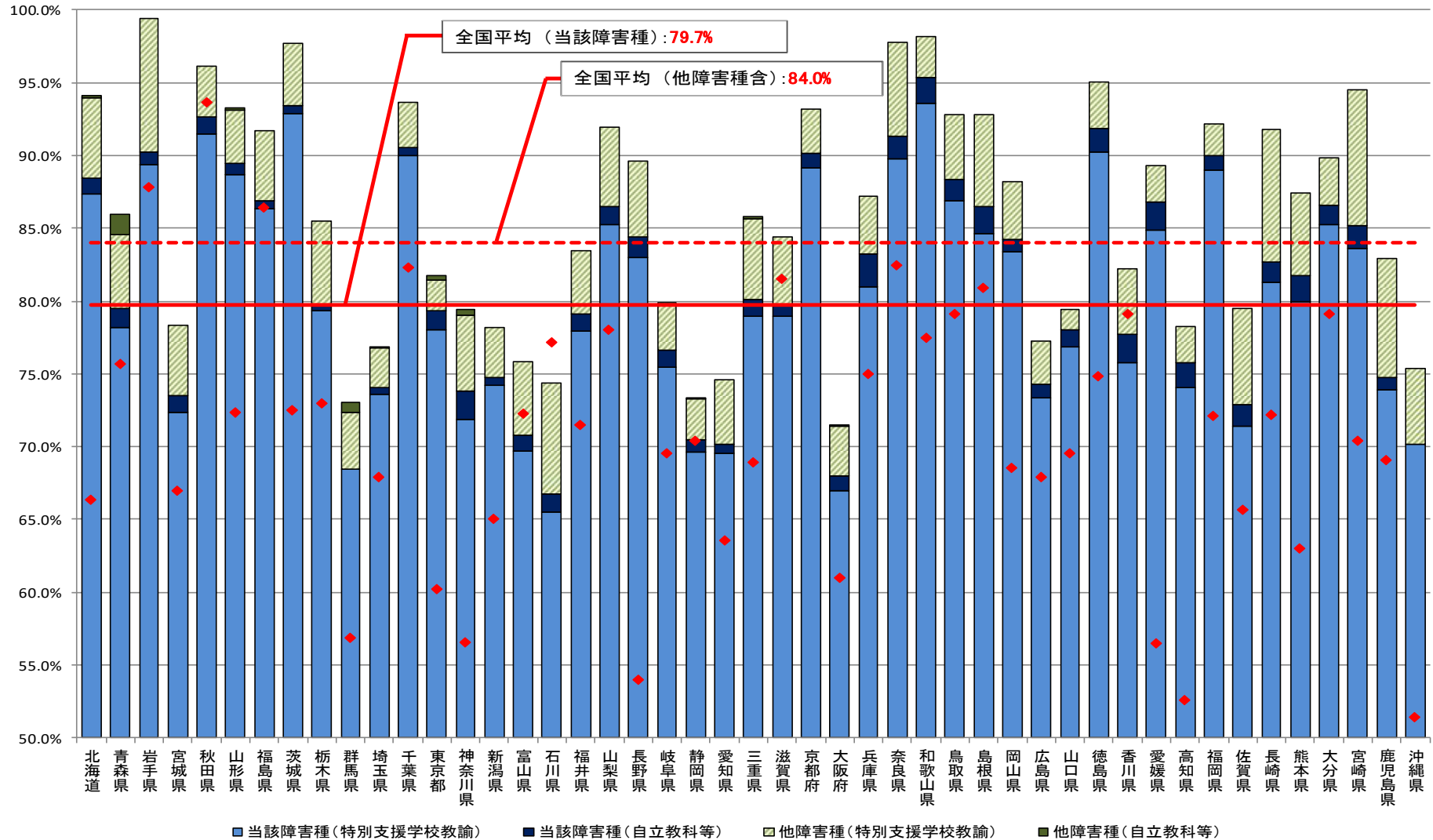
特別支援学校教諭等免許状の保有状況

在籍校種の免許状保有率の推移（障害種別／平成19年度～30年度）



特別支援学校教諭等免許状の保有状況

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「◆」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

特別支援学校教諭免許状の取得方法について

①大学の養成課程における免許の取得(平成29年度授与件数:5,262件)

	基礎資格	修得単位数
二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	16
一種免許状	学士 +幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	26
専修免許状(※)	修士 +幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	50

※ 専修免許状の修得単位数のうち26単位は、一種免許状取得の際の単位数のため、実際は24単位の修得

②現職教員による免許の取得(平成29年度授与件数:6,870件)

	必要となる免許状	免許状取得後、相当する学校における勤務年数	修得単位数
二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	3年	6
一種免許状	特別支援学校教諭 二種免許状	3年	6
専修免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	3年	15

切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度予算額 1,796百万円
 (前年度予算額 1,600百万円)



背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。

目的・目標

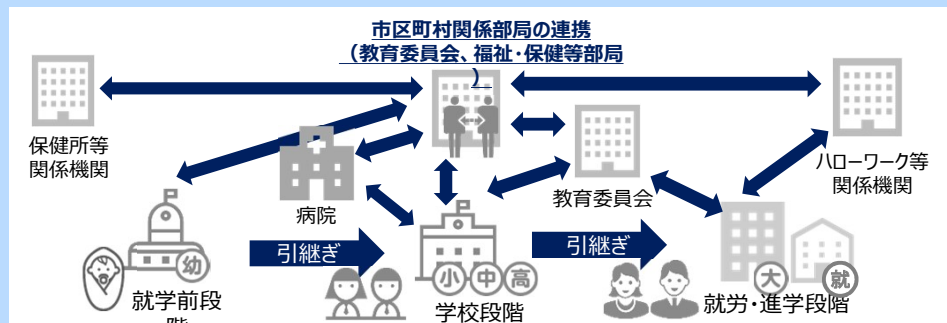
切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

- ◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)
- ◇補助率 1/3

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- ・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を**作成**し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**
- ・上記取組における普及啓発



Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

(独) 国立特別支援教育総合研究所における専門研修の実施

目的

障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員を対象として、多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における各障害種別の指導者の専門性向上を目的とし、専門的知識及び技術を深め、指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。また、特別支援学校教員においては小・中学校等を含む地域支援の一層の充実を目指し、地域の中核となるようその専門性の向上を図る。

対象

小・中学校等、特別支援学校等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者

コース

コース名	専修プログラム		研修期間
知的障害教育コース	知的障害教育専修プログラム		2019年5月13日 ～7月12日
視覚障害・聴覚障害 ・肢体不自由・病弱教育 コース	視覚障害教育専修プログラム		2019年9月2日 ～11月8日
	聴覚障害教育専修プログラム		
	肢体不自由教育専修プログラム		
	病弱教育専修プログラム		
発達障害・情緒障害 ・言語障害教育コース	発達障害・情緒障害教育専修プログラム	選択プログラム ①通常の学級における指導 ②通級による指導 ③特別支援学級における指導	2020年1月8日 ～3月13日
	言語障害教育専修プログラム		